

機密保持契約書

_____（以下「甲」という）と株式会社コスト削減グループ（以下「乙」という）とは、以下の通り機密保持契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（総括）

1. 本契約は、甲及び乙が互いに開示する機密情報の取扱等について定める。
2. 本契約において、機密情報を開示する者を開示者、開示される者を被開示者と定義する。

第2条（本件機密情報）

1. 本件機密情報とは、開示者の有する技術情報、営業機密、制作リソース、ノウハウ、顧客情報等、他に漏洩されれば開示者の損失となる技術上、営業上その他の情報であって、本契約締結日から本契約が満了又は合意解約により終了する迄の期間中に、開示者が被開示者に対して機密である旨明示して開示した情報をいう。
2. 前項の規定に関わらず、以下各号の情報については本件機密情報から除かれる。
 - (1) 既に、公知、公用の情報
 - (2) 開示を受けた時に、被開示者が既に知得していた情報
 - (3) 開示後、被開示者が正当な権限を有する第三者より入手した情報
 - (4) 法令等により、公に開示することが義務づけられた情報
 - (5) 被開示者が、自ら開発、創作した情報
 - (6) 甲乙が本件機密情報から除かれることを相互に確認した情報

第3条（機密情報の開示）

1. 被開示者は、本件機密情報を自らの役員及び従業員に対して開示する必要がある場合、必要な範囲内の者に限定して開示するものとする。この場合、役員及び従業員が本件機密情報を漏洩しないよう監督その他の必要な処置を講ずるものとする。
2. 被開示者は、本件機密情報を第三者に対して開示する必要がある場合、開示者の事前の承諾を得るものとする。
3. 乙が甲に開示した制作リソースに関する情報は機密に属し、甲は第三者に公開してはならないものとする。

第4条（期間）

本契約締結日からサービス利用期間中、及び乙が提供するサービス利用終了後3年間は存続するものとする。

第5条（本件機密情報の返還）

被開示者は、開示者から要求があった場合、本件機密情報を所持する必要が無くなった場合、又は本契約が期間満了若しくは合意契約その他の事由により終了した場合には、本件機密情報を直ちに開示者に返還又は開示者の指示に基づき破棄するものとする。

第6条（解析等の禁止）

被開示者は、開示者の事前の書面による承諾を得ることなく、秘密情報を分解、逆アセンブル、逆コンパイル又はリバース・エンジニアリングその他の解析、或いは改造等しないものとする。

第7条（権利義務譲渡の禁止）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、本契約の地位を第三者に承継させ、或いは本契約から生じる権利義務の一部又は全部を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせ又は担保に供する等の処分をすることができないものとする。

第8条（疑義協議）

本契約に定めのない事項および本契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議し解決を図るものとする。

第9条（合意管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、乙の本店所在地の地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、本契約は日本国法に準じて解釈されるものとする。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲および乙が記名捺印の上、甲および乙が各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲：

乙：〒812-0013

福岡県福岡市博多区博多駅東 2-8-28

博多Qビル 6F

株式会社コスト削減グループ

代表取締役 高木 晟